

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会代議員の選出に関する要領

制 定 平成 27 年 3 月 11 日

全部改正 2025 年 3 月 18 日

一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会

(趣旨)

第 1 条 この要領は公益社団法人全国ビルメンテナンス協会定款第 13 条及び第 14 条に定める代議員（定数 5 名）及び補欠の代議員の選出のための一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会（以下「協会」という。）の普通会員による選挙（以下「代議員選挙」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(代議員選挙管理委員会の組織)

第 2 条 代議員選挙を実施するため、代議員選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会委員（以下「委員」という。）の定数は 7 名以内とし、原則として協会組織の副委員長を充てる。

- 2 委員は、総会での承認を必要とする。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となり委員会の業務を統括する。
- 5 副委員長は、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、承認された総会終了直後から 2 年後の総会の終結のときまでとする。

(委員の辞退と補充)

第 4 条 委員が辞退又はその他の事由によって欠けたときは、これに代わる委員を補充する。この場合において、補充した委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(委員会の定足数及び議決方法)

第 5 条 委員会は、委員の二分の一以上の出席をもって議事を議決する。

- 2 議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員会の業務)

第 6 条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 代議員選挙資格者名簿（協会会員名簿に替えることができるものとする。この場合において代議員選挙資格者を会員と読み替えるものとする。）の作成及び管理
- (2) 代議員選挙に関する事項の公示及び会員への通知
- (3) 投票用紙の作成
- (4) 投票及び開票の管理並びに当選者の確認
- (5) 代議員選挙に関する記録の作成
- (6) その他代議員選挙に関する事務

(委員会の事務局)

第 7 条 委員会は、事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に幹事を置き、協会事務局長を充てる。

(選挙公示)

第8条 委員会は、代議員選挙を行う期日及び場所並びに代議員立候補者受付期間（以下「受付期間」という。）を事務局内に公示（以下「選挙公示」という。）するとともに、会員に通知する。

2 選挙公示は受付期間の初日の前日までに行うこととし、受付期間は1週間以上設けるものとする。

（代議員選挙資格者名簿）

第9条 委員会は、代議員選挙資格者名簿を選挙公示の日の前日現在において作成する。

（立候補者届出及び候補者公示）

第10条 立候補できる者は普通会员とし、受付期間中に様式1により委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、受付期間終了後、立候補者の所属する会社名並びに職名及び氏名を事務局内に公示（以下「立候補者公示」という。）するとともに、会員に通知する。

3 立候補者公示は投票日の前日の1週間以上前に行うものとする。

（投票及び当選者の決定）

第11条 代議員選挙は、普通会员の連記記名投票（郵送、FAX、メールも可とする。）により、当選者を決定する。

2 投票用紙は、様式2とし、第10条第2項に規定する会員への通知にあわせ立候補者名簿とともに配布する。

3 当選者は、得票上位から定数までの者を代議員とし、次順位1名を補欠の代議員とする。

4 第1項から前項までの規定にかかわらず、立候補者が定数と同数又は定数に満たない場合は、投票は行わず、第6項又は第7項の定めるところにより、当選者を決定する。

5 前項の規定に基づき投票を行わない場合は、委員会は投票を行わない旨を速やかに事務局内に公示するとともに、会員に通知する。

6 立候補者が定数と同数の場合は、委員会は、理事会に対して補欠の代議員の候補者（以下本項及び次項において「理事会推薦補欠候補者」という。）1名を推薦するよう要請し、定時総会において当該立候補者を代議員及び当該理事会推薦補欠候補者を補欠の代議員とする旨諮り、異議のないときは当該立候補者を当選者及び当該理事会推薦補欠候補者を補欠の代議員とする。

7 立候補者が定数に満たない場合は、委員会は、理事会に対して定数に不足する数の代議員の候補者（以下「理事会推薦候補者」という。）及び理事会推薦補欠候補者1名を推薦するよう要請し、定時総会において当該立候補者及び当該理事会推薦候補者を代議員並びに当該理事会推薦補欠候補者を補欠の代議員とする旨諮り、異議のないときは当該立候補者及び当該理事会推薦候補者を当選者並びに当該理事会推薦補欠候補者を補欠の代議員とする。

附 則

1 この要領は、平成27年に実施する代議員選挙から適用する。

附 則（2025年3月18日）

1 この要領は、2025年3月18日から施行し、2025年に実施する代議員選挙から適用する。

2 この要領の施行の際に委員の承認を受けている者の委員の任期は、2026年の総会の終結のときまでとする。

〔様式 略〕

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 定款 (抜粋)

2024 年 7 月 24 日改正

第 4 章 代議員

(社員及び代議員)

第 13 条 本会は、都道府県協会ごとに概ね正会員 30 社につき 1 名の割合で選出される代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (平成 18 年法律 48 号。以下「法人法」という。) 上の社員とする。なお、端数の取り扱いについては理事会において別に定める。

2 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利 (定款の閲覧等)
- (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利 (社員名簿の閲覧等)
- (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利 (社員総会議事録の閲覧等)
- (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利 (社員の代理権証明書等の閲覧等)
- (5) 法人法第 52 条第 5 項の権利 (電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
- (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利 (計算書類等の閲覧等)
- (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利 (清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利 (合併契約等の閲覧等)

(代議員の選出)

第 14 条 前条第 1 項の代議員は、都道府県協会ごとに行われる正会員による代議員選挙によって選出する。なお、本定款に定めるもののほか、代議員選挙を行うために必要な細則は、理事会において別に定める。

2 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の選挙に立候補することができる。

3 第 1 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。

理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

4 第 1 項の代議員選挙は、2 年に 1 度、6 月末日までに実施することとし、代議員の任期は、選挙後直近の定時社員総会終了直後から 2 年後の定時社員総会の終結の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え (法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条) を提起している場合 (法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。) には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない (当該代議員は、役員の選任及び解任 (法人法第 63 条及び第 70 条) 並びに定款変更 (法人法第 146 条) についての議決権を有しないこととする)。

5 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。

6 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
- (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員 (2 以上の代議員の補欠として選任した場合にあつては、当該 2 以上の代議員) につき 2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

7 第 5 項の補欠の代議員の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

第 5 章 社員総会

(構成)

第 15 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額又はその規程
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 他の法人との合併又は事業の全部の譲渡
- (9) 前各号に定めるもののほか、社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、第 18 条第 4 項により招集された社員総会は、同号の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議をすることができない。

(開催)

第 17 条 社員総会は、定時社員総会として毎年度 7 月に開催するほか、必要がある場合に臨時 社員総会を開催する。

(招集)

第 18 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、少なくとも 1 週間前までに通知しなければならない。

5 社員総会に出席しない社員が書面、又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとしたときは、前項の書面にその旨を含めて 2 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 19 条 社員総会の議長は、当該社員総会において、出席社員の中から選出する。

(定足数)

第 20 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第 21 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 22 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めが

ある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 他の法人との合併又は事業の全部の譲渡
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第23条に定める議決権行使書面による議決権の行使の結果、役員の選任議案のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られている場合であって、議長が役員 の選任議案を候補者全員一括で決議することを出席している社員に諮り、それに異議がないときは、当該役員候補者全員の選任議案を一括で決議することができる。

(議決権の行使)

第23条 社員総会における議決権の代理行使、書面による行使、電磁的方法による行使を行う場合は、法令の定めるところにより行わなければならない。

(決議の省略及び報告の省略)

第24条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可 決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

3 前2項に定める社員総会における決議の省略及び報告の省略については、法令の定めるところにより行わなければならない。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議において議事録署名人として選任された者2名以上が、前項の議事録に記名押印する

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 定款細則（抜粋）

2024年7月24日改正

(代議員の定数)

第2条 定款第13条第1項の端数の取り扱いなど、代議員の定数については下記各号の定めるところによる。

- (1) 正会員数が30社に満たない都道府県協会の代議員の数は、1名とする。30社を超える 端数については、15社を超えたときに1名の増員とする。
- (2) 前号に定める代議員の数は、代議員選出年度の前の年度の5月31日現在における正会員数に基づいて計算される。

(代議員の選挙)

第3条 定款第14条第1項の代議員選挙を行うために必要な細則は、下記各項に定めるところによる。

2 都道府県協会は、代議員選挙を行うために下記各号の基準に基づいて選挙管理委員会を設置する。

- (1) 選挙管理委員は正会員の中から、都道府県協会の総会決議によって選ばれる。
- (2) 代議員に立候補しようとする者又は都道府県協会役員又は全国協会役員は、選挙管理委員に就任することはできない。
- (3) 選挙管理委員の任期は2年とする。

3 選挙管理委員会は、代議員選挙が円滑に行われるよう、下記各号の職務を管理する。

- (1) 1週間以上の募集期間を設けて、代議員立候補者を募るための公示を周知しやすい方法をもって行う。
- (2) 補欠の代議員立候補者を募る場合は、定款第14条第6項各号を明示した上で公示しなければならない。なお、同項第3号の優先順位の決定方法もあらかじめ明らかにしなければならない。
- (3) 選挙に参加しやすい日を選定し、立候補者の氏名及び所属会員企業名並びに同職名などを1週間以上公示しなければならない。
- (4) 立候補者が定数と同数の場合は、当該都道府県協会の総会に対して信任を求めなければならない。
- (5) 立候補者が定数に満たない場合は、当該都道府県協会の理事会に対して、定数に不足する数の候補者を推薦するよう要請することとし、当該都道府県協会の総会に対して信任を求めなければならない。
- (6) 都道府県協会は、選出された代議員の氏名及び所属会員企業名並びに同職名などを記した書類を、代議員選出年度の6月15日までに本会に届出なければならない。
- (7) 補欠の代議員を選出した場合は、前号と同様の届出を行わなくてはならない。また、代議員が補欠の代議員に変更されるときも、その旨を遅滞なく本会に届出なければならない。

4 代議員は、定款第11条の定めにしたがって会員資格を喪失したとき又は本細則第1条第1項に定める正会員を代表する者でなくなったときは、任期の途中であっても退任しなければならない。なお、新たに登録された当該正会員を代表する者が、選挙による選出を経ずに前任の代議員の権利、義務を継承することはできない。

5 代議員の選出は、定款第14条各項並びに本細則第2条及び第3条に定めるものの他、都道府県協会の社員総会が定める選挙の方法をもって行う。